

## 船舶事故調査報告書

平成28年9月29日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	旅客負傷
発生日時	平成28年2月25日 15時55分ごろ
発生場所	香川県高松市大島港 庵治白石礁照射灯から真方位133°2,050m付近 （概位 北緯34°24.5′ 東経134°06.3′）
事故の概要	旅客船べんてんは、着岸操船中、旅客1人が負傷した。
事故調査の経過	平成28年5月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	旅客船 べんてん、15.92トン 250-6416兵庫、加藤汽船株式会社（船舶所有者）、ジャンボフェリー株式会社（船舶借入人） 14.30m×3.20m×1.58m、軽合金 ディーゼル機関、302kW、昭和54年7月
乗組員等に関する情報	船長 男性 61歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成6年11月17日 免許証交付日 平成26年12月15日 （平成32年2月20日まで有効） 旅客A 女性 48歳
死傷者等	軽傷 1人（旅客A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 5、視界 良好 海象：波高 約0.7m、潮汐 下げ潮の中央期、潮流 南西流約1.5ノット（kn）（高松中航路燈浮標付近）
事故の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、旅客Aほか旅客7人を乗せ、大島港に向け、高松市庵治港を出航した。 大島港の岸壁は、西側に張り出した防波堤の内側に沿って築造されており、防波堤入口側から港奥側にかけて3隻が横着けができるような構造となっていた。 船長は、本船が西風と南西方からのうねりを後方から受けながら大島港の防波堤を通過し、防波堤入口側の岸壁付近に至った際、港奥に

	<p>流される強い潮流を感じ、港奥側の岸壁に停泊船を認めたので、同船に接近しないよう船首係船索を取り、左旋回して出船右舷着けすることとした。</p> <p>本船は、船長が、前進行きあしを十分に無くした状態で船首を岸壁に押し付けて船首係船索を取ろうとしたが、同係船索を取る前に停泊船方向に流され始めた。</p> <p>本船は、一旦岸壁から離れ、前進行きあしを増して再度岸壁に接近したところ、平成28年2月25日15時55分ごろ船首部が約2knの対地速力で岸壁に当たった。</p> <p>船長は、着岸後、旅客から負傷した旨の申告がなかったので、運航を続けていたところ、当日の大島港発最終便に乗船した旅客Aの勤務先の職員から旅客Aが着岸時に負傷したことを知らされ、運航管理者にその旨を報告した。</p> <p>旅客Aは、下船後、勤務についたものの、首の痛みと気分がすぐれない状況が続いていたので、高松市内の病院で受診した結果、全治約5日間の頸椎捻挫と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、通常、大島港での着岸時には、岸壁前で左回頭して出船右舷着けの状態に船首尾の各係船索を取って着岸していた。</p> <p>旅客Aは、前部客室の右舷側後方にある座席に船首方を向いて座った状態で寝ていたところ、本船の船首部が岸壁に当たった際に頭を前後に振られて目が覚めた。</p> <p>本船は、通常の舷側からの乗下船に加えて、船首側からも乗下船できるように船首端に厚さ約30cmのゴム製防舷材を装備していた。</p> <p>本船は、平成28年2月9日から庵治港と大島港の航路に就航していた。</p> <p>船長は、本事故発生当日までに、1日6便の運航を約10日間経験しており、本船就航前の約2週間、大島港において、通常の右舷着け以外に、左舷着け及び船首着けの訓練を行っており、荒天時の着岸方法も理解していたので、本事故当時の気象及び海象状況も想定内の着岸操船で着岸が可能であると判断していた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、大島港において、着岸操船中、前進行きあしがある態勢で船首部が岸壁に当たったことから、座席に座った状態で寝ていた旅客Aが頭を前後に振られて頸椎を捻挫したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、大島港において、着岸操船中、前進行きあしがある態勢で船首部が岸壁に当たったため、座席に座った状態で寝てい</p>

	<p>た旅客 A が頭を前後に振られたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>船舶所有者は、本事故後、次の改善措置を採った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 着岸時の安全が確認でき、乗組員の指示があるまで席を立たないよう旅客に対して注意を喚起する船内放送を行うことを周知徹底した。</li> </ul> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、着岸操船を行う際、風潮流の影響を勘案し、安全な速力で着岸させること。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

